

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號六第 卷三十五第

月二十年六十和昭

## 論 叢

支那の二五減租問題……………

經濟學博士 八木芳之助

生産の理論の一節……………

文學博士 高田保馬

ナチス勞働時間保護の原理……………

經濟學士 中川與之助

獨占的競争企業とその規模……………

經濟學士 大塚一朗

普通銀行の金融機構に於ける機能とその統制……………

經濟學博士 小島昌太郎

## 時 論

長期總力體制の確立と「いへ」の論理……………

經濟學博士 石川興二

## 研 究

愛知縣毛織物工業における金融……………

經濟學士 田 杉 競

テニルゴの精神進歩の理論……………

經濟學士 出口 勇 藏

## 說 苑

支那の工業合作運動について……………

經濟學士 菊田 太郎

## 附 錄

外國雜誌論題

本誌第五十三卷總目錄

# 經濟論叢

第五十三卷 第六號 (通算第百拾八號) 昭和十六年拾二月發行

## 論叢

### 支那の二五減租問題

——特に浙江省の二五減租問題註一——

八木芳之助

支那は古來農を以て國を立て、今日に至るも尙ほ農村經濟時代を離脱するに至らず、農民人口は全人口の八割餘を占めてゐる。故にこの立國の基礎を鞏固ならしめんとすれば、先づ以て全人口の八割餘を占める農民の生活を安定せしむるを要する。これ從來支那に於て農業生産を奨勵したる外に、近年減租(小作料低減)政策を決定し、農民、特に小作農の負擔軽減を圖らんとせる所以である。

而して支那佃農(小作農)の全農家中に占める割合を見るに、揚子江流域及び珠江流域を以て最多とし、約四割を占める。黃河流域に於ては最少にして、一割三分を占めるに過ぎない。小作農は揚子江及び珠江流域を以て最多となすが故に、小作農の保護は當然この兩區域に於て最も緊要なりとする。國民黨及び政府は民國十五年十月

支那の二五減租問題

第五十三卷

五九七

第六號

一

(註一) 二五減租問題とは小作料二割五分引下問題である。

に「最低限度農民政綱」を發表し、次の如き小作農保護政策を掲出した。即ち(1)小作農の田租(小作料)百分の二十五を軽減すること、(2)飢荒時に遇へば田租を免付すること、(3)預租、即ち先期收租を禁止すること、(4)包佃制(謂ふ小作制)を禁止すること等これである。<sup>1)</sup>

蓋し小作制度良否の土地利用及び土地分配に及ぼす影響は、甚だ大なるを以てである。即ち小作制が優良なれば、勞資雙方が密接に協力し、各々その能を盡すを以て、地力を増進する。同時に土地使用權の分配を貧苦無力<sup>●</sup>の農民にまで及ぼし、土地をして少數者の獨占するところたらしめない。然るに小作制が不良なれば、弊病が續出し、地主は土地經營の全責任を拋棄し、土地を以て單なる賃貸の工具と看做す。また小作農は土地の濫用によつて地力を荒廢せしめる。之によつて土地の利用程度は日に低下し、土地分配問題が愈々激化し、遂に農村の疲弊と社會不安とを醸すこととなる。<sup>2)</sup>

民國十六年來、減租運動に従事したるものは、廣東、浙江、湖北、湖南、江蘇、廣西、上海の諸省市にして、均しく陸續減租規程を頒布した。十九年六月三十日中央政府の公布したる「土地法」第三編第三章第一節中には若干の佃農保護規定を含む。二十一年十一月内政部作成の「租佃暫行條例」草案十九ヶ條は、第二次全國内政會議を修正通過したるも、未だ公布を見るに至らない。

廣東、湖北、湖南の三省は、民國十六、七年に一度減租辦法を試行したるが、業佃(地主・小作)糾紛による障礙が多く、直ちに之を廢止した。今日尙ほ佃農保護政策を繼續するものは、江蘇、浙江、廣西の三省であるが、江蘇省は事實上實施し居らず、僅に佃農保護の條文を存するのみである。各省市頒布の佃農保護規程の名稱は左の如くである。

1) 陶因、我國佃農保護法規的批評(社會科學季刊、第五卷第一期)五一頁。

2) 洪瑞堅、浙江之二五減租、民國二十四年、序、一頁。

(1) 廣東省 二五減租は最初民國十五年に廣東省で實行、農民協會によつて執行され、十六年四月に「二五減租實施辦法」(十一ヶ條)、「禁止上期收租辦法」及び「禁止包佃制辦法」が公布されたが、國民政府の政策改變後には、無形の中に消滅した。

(2) 湖北省 本省では十六年八月に「湖北省暫行減租實施條例」(八ヶ條)を頒布したが、十八年三月六日の湖鄂政務委員會第十九次會議で之が廢止を決議した。その主たる理由は減租により地主の收入減を來し、ひいて政府の田賦收入を減退せしめるといふにある。

(3) 湖南省 本省では十六年七月に「減租條例」を頒布したが、十六年以降に於ては有名無實の状態となつた。

(4) 江蘇省 本省では十六年十二月に「江蘇省佃農繳租暫行辦法」(十ヶ條)を頒布し、小作料額は收穫總額の三分の一を以て限度とすることを規定した。翌十七年十一月には「江蘇繳租暫行條例」を公布して、多くの修正を加へた。更に十九年六月には「修正江蘇省暫行繳租條例」を制定し、最高小作料は收穫總量の百分の三十五を超過し得ざることゝ規定し、先年規定した減租原則を取消すことゝなつた。

(5) 浙江省 本省の二五減租は民國十六年に始まる。即ち同年十一月には「浙江省本年佃農繳租實施條例」(四ヶ條)を制定し、正産全收の百分の五十を最高小作料とし、小作農は最高小作料より二五%を減じた額を納租する原則を確立した。翌十七年七月には之を修正して「浙江省十七年佃農繳租章程」を公布したが、地方地主の反對があり、且つ省政府と省黨部との間に猛烈なる論争を惹起せるを以て、十八年八月に雙方が會合し、過去の經驗を根據として「浙江省佃農二五減租暫行辦法」(十五ヶ條)を制定し、平年正産收量の百分の三七・五%を小作料額と規定した。更に二十一年七月には之を修正して「修正浙江省佃農二五減租暫行辦法」(二十二ヶ條)を公布した。

(6) 廣西省 本省では民國十四年に二五減租を實施したが、更に二十一年五月に「廣西省耕地租用暫行條例」(十九ヶ條)を公布し、小作料率は正産物收穫總額の千分の三百七十五を超過し得ずと規定した。

(7) 上海 本市では民國十九年に「佃農繳租暫行規則」を公布した。

以上の諸省市の中で、この二五減租を最も有効に存続せしめて來たのは浙江省であり、此處では之に依り或る程度まで小作料の増額と預租の納付(小作料前納)とが防止されて來た。斯かる意味に於て、本小論では特に浙江省の二五減租問題を研究の對象とする。

- 3) 陶因、前掲論文、五二頁。謝勁鍵、中國佃種制度之研究及其改革之對策(中國經濟、第一卷、第四五期合刊)三四頁。  
4) 銀行週報、第十一卷、第三十五號(No. 516) 雜纂、五頁。  
5) 前掲、謝勁鍵、論文、三四頁。 6) 謝勁鍵、前掲論文、三四頁。

## 二

浙江省の農民構成に就いて見るに、佃農（小作農）は最多にして全農家戸数の三五%、半自耕農（自作兼小作農）は三三・六%、自耕農（自作農）は二三・六%を占め、雇農は最少にして七・八%を占めるに過ぎない。故に浙江省に於ては全農家の七割弱に當るものが、地主と土地賃貸借關係を結んでゐるから、小作制度の良否如何は農民の生活安定に重大なる關係を有する。

浙江省農民の租田（小作）手續に就いて見るに、文字契約が廣く行はれ、地主・小作雙方間に中人を通じて小作契約證を取交すものもある。併し一部では依然口頭契約も行はれてゐる。小作期間に關しては、定期小作と不定期小作との別がある。定期小作は錢租制（金納小作）に多い。不定期小作は不欠租不撤佃を慣例とし、小作農が小作料を滞納しないならば、地主に於ても撤佃（小作地の引上げ）をなさざるを通例とする。併し地主が撤佃をなす際には一年前に通知すべきものとする。この外に永佃（永小作）があり、地主は小作農が欠租（小作料滞納）をなすにあらざれば、故なくして撤佃するを得ない。普通欠租三年に滿つれば、撤佃をなし得る。この永佃權を田面權又は紹權と呼び、地主の所有權を田底權と呼ぶ。往時に於ける永佃權の起因の多くは招人墾種によるが、現時の永佃權は完全に購買によるものであり、その價格は、田底權の價格に數倍するものがある。例へば諸暨縣では前者が每畝七、八十元なるに、後者は三、四十元に過ぎない。地主が永小作人より受ける小作料は之を大租と呼び、永小作人が永佃權を轉貸することによつて取得する小作料は之を小租と呼ぶ。

小作契約は口頭、文字の別なく、小作料額の多寡を明示する。この契約小作料は收穫豐凶の如何に拘らず、毎年定額を納付するものと、減免を行ふものとの別がある。前者は之を板租と謂ひ、後者は之を時租又は花租と謂

7) 謝勁健、前掲論文、三四頁、三五頁。陶因、前掲論文、五三頁。

8) 天野元之助氏、支那農業經濟論(上)、四七七頁。

9) 洪瑞堅、浙江之二五減租、一五頁。

10) 浙江省平陽縣では小作契約證書を扎字と呼び、小作人が地主に差出すものを

ふ。小作料は契約上現物を以て定めるか、又は貨幣を以て定めるかにより、米租、穀租、錢租に分かれる。この外に代金納たる折租がある。更に錢租には預租の形式を採るものがある。之は農民が承種（耕作引受）前に地主に租金を前納するもので、地主は凶作の責を負はず、小作期間も多くは一年とする。この預租は公田、學田、祀田に多く行はれる。尙ほ此の外に、分益小作たる分租がある。この分租の比率には、三七（地主三割、小作七割）、四六、倒四六、對分等の別がある。また浙江省の一部では請負小作たる包租制度が行はれ、包租人は大地主又は公田管理者から廣大なる土地を賃借し、更に之を細分小作せしめることによつて、中間利得を占める。

尙ほ浙江省農民の小作慣行の一として押租がある。この押租は小作敷金であり、頂費、塾錢、貶金等の別名がある。貧農にして、この押租を支付する能力なき者に對しては、地主は別に名目を立て、毎年小作料の外に、若干の加租米を押租金の利息として納付せしめる。之を頂米と稱す。この押租額は通常每畝十元以内、即ち約一ヶ年の小作料金額とするが、平陽縣に於ては最多にして五、六十元に達する。

浙江省各縣の小作料額は、人口の多寡、地質及び地利の優劣によつて懸隔があるが、一般に浙東は浙西よりも高く、普通正産全收穫量の四割乃至六割を占めてゐる。分租では折半の場合が多く、地主六割・小作四割の場合が之に亞ぐ。この小作料は正産に關するもので、副産は全部小作人の收得に歸する。併し東陽縣では正産たる米の外に、副産たる麥についても每畝若干斤の小作料を徴收する。

更に浙江省農民の小作料納入に關しては左の四種の方法が認められる。即ち(1)は地主が下郷して徴收する方法にして、城廂の地主は、其の田地の位置が城を去ること甚だ遠きを以て、毎秋收時には自身が下郷するか又は人を派して下郷せしめ、戸毎に徴收する。(2)は小作人が地主の居所へ小作料を持參する方法にして、之を上門租と

札字、地主が小作人に與ふるものを執照と謂ふ。雲和縣では夫々之を承仰、發仰と呼ぶ。

- ii) この田面權は之を小皮、小賣、小根、浮田、客田とも呼び、田底權は之を大皮、民田とも呼ぶ。

呼び、在郷地主の場合に多く行はれる。(3)は小作人が租莊、租棧へ納付する方法にして、浙西の平湖一帯では、地主は其の田畝の多い郷に一の租莊又は租棧を設けて、小作料を收受する。(4)は落田分收の方法にして、分益小作の場合に行はれる。小作人が收穫時に地主に通知するとき、地主は人を派して、その小作地で契約の比率に應じて分收する。(1)の場合には小作人が地主の下郷に對し加租を納む。之を脚米といふ。(2)及び(3)の場合には小作人が小作米の運搬費を受く。之を脚力と呼ぶ。<sup>12)</sup>

## 三

浙江省に於ては小作農及び自作兼小作農の合計數が全農家の約七割を占め、此等の農民は其の生活が一般に困苦にして、其の負擔は累重しつゝあるを以て、之に對し何等かの方策を講ずる必要があつた。茲に於て國民黨中央執行委員會政治會議浙江分會は「浙江省最近政綱」を制定し、省政府は民國十六年五月二十七日に之を公布した。該政綱第七項第二款には、佃農佃租百分の二十五輕減を規定してゐる。該項の農民に關する各款は次の如くである。即ち(1)農民生活を向上せしめること。(2)小作農の小作料を百分の二十五減じ、重大の凶災に遇ふ時は、更に酌量して之を輕減すること。(3)預租、即ち小作料の前納を禁止すること。(4)省銀行は郷鎮に支店を分設して貯金を取扱ひ、並に最低利息を以て農民に貸付け、私人及び私立機關の高利貸付を禁止すること。(5)公有荒地は政府によつて農民を招いて之を墾殖せしめ、公平の租税を規定すること。(6)農民を指導して郷村自治を試行すること。(7)省「農協會條例」を制定して、合法組織の「農民協會」を保障すること。(8)包佃制を廢除すること。(9)農民の消費及び其の他の合作社を提唱及び扶助することである。即ち此の政綱は減租を規定するのみならず、小作農を保護し、同時に農民生活を向上せしめ、社會經濟の發展を圖ることを目標とする。

12) 洪瑞堅、前掲書、一五頁乃至二九頁。

民國十六年九月に省政府が第二十二次會議を開くや、委員莊崧甫は農民を其の苦痛より解放し、勞資の協調を圖るため、且つ當時に在りては物價が一般に昂騰し、農民生活の困難なるに鑑み、上述の政綱の規定を根據として、田租輕減辦法案を提出した。この法案は收穫の六割を小作人に、四割を地主に取得せしめ、且つ現在の小作料が收量の四割以下なる場合には、之を其の儘とし四割を超過する場合には一律に之を四割まで引下げるといふにあつた。

同年十一月には黨政聯席會議を通過せる「浙江省本年（十六年）佃農繳租實施條例」を公布し、同時に浙省府民字三九八九號通令を以て、佃租百分の二十五輕減を通過した。<sup>13)</sup>

斯くの如く浙江省に於ては二五減租が實施されることとなつたが、農民運動もまた之が實施を促進せしめた。即ち減租の客觀條件を觀察するに、浙江省の小作料は固より高率なるも、併し本省よりも更に高率なる省が尙ほ他にもある。浙江省の地主・小作關係は過去に於ては比較的融和的であり、小作農が生活の艱苦を感じるも、大多數のものは之を以て自己の運命の凶なるに歸し、地主に對し敢て減租を要求するに至らず、且つ地主は社會上に於て多くは領導的地位に立ち、小作農は智識簡陋により無形の中に其の指導を受けたのであつた。かくて往時に於ては所謂地主反對の思想は發生し難かつたのである。然るに拘らず、二五減租が浙江省に於て最も強力に行はれた所以は、最近十年來の農民運動に之を歸せざるを得ない<sup>14)</sup>。而して此の農民運動たるや、地主の壓迫、天災及び捐税の加重による農民の生活苦を地盤として、智識階級の指導に基く農民の自覺によつて促されたものである。

#### 四

13) 洪瑞堅、前掲書、三六頁、三七頁。  
14) 洪瑞堅、前掲書、四一頁。



浙江省に於ける二五減租の最初の法規は、民國十六年十一月に省黨政聯席會議を通過せる「浙江省本年(十六年)佃農繳租實施條例」(四ヶ條)である。本條例は(一)繳租(小作料納付)原則の確定、(二)實施辦法の解釋、(三)繳租により起る問題に對する辦法の三部からなる。

(一)繳租原則の確定 正産全收の百分の五十を最高小作料とし、小作人は之より百分の二十五を減じて納付す。在來の小作料にして本原則の規定する所よりも低いか、若くは之に適合するものは、之を其の儘とし、本原則の規定する所よりも高きものは、本原則に従ふべきものとす。

正産全收の評定は、各鄉村の一般收穫を標準とし、勤惰、施肥の如何により收量に増減あるも之を參酌しない。正産全收の決定及び公布は、各地の農民協會と黨部による。農民協會の無い鄉村では、農民推出の代表が黨指導下に之を行ふ。天災蟲害により特に減收せる田にして、地主が自發的に減免するものは之を別とし、爭議が起れば仲裁によつて決す。

(二)實施辦法の解釋 (1)正産全收とは本年正業農産の全收量を指し、<sup>(註二)</sup>副收入は小作人の所得とす。園藝、桑、棉作地等に於ては慣例により納付する最高及び最低小作料の平均を以て最高小作料とす。(2)「斗」又は「秤」を以て計る等、度量衡の不統一なる現在に於ては、農民協會と黨部が各區域内に劃一的に通用する標準量器を定めて、小作料の收納に用ふ。(3)納穀、納米、納錢は均しく慣習による。但し米穀の評價には、各該地市價の最高最低の平均を用ふ。(4)地主が小作料以外に取得する、「租雜」、「租鵝」、「租力」、「人事」、「東米」、「脚米」等の惡風は之を禁じ、小作人が納付米の量を増すために用ゐる惡習慣たる「和水」、「攪批」、「過蒸」等<sup>15)</sup>は之を禁止す。

(三)繳租により起る問題に對する辦法 (1)地主が撤田(小作地引上)をなすには一年前に小作人に通知すること。

15) 和水とは水を打つて米量を増すこと、攪批とは糠を混入すること、過蒸とは米を蒸して量を増すことをいふ。

(註二) 表作(夏作)たる稻作が正産にして裏作(冬作)たる麥作が副産である。

小作人が本法に照し小作料を納付せざる時は、地主は撤佃をなし得る。但し小作人にして押租を納むるもの、又は永小作權を有する者は此の限りにあらず。(2)從來預租を徵收せる地帯にして、之を避け得ざるものは、本條例に照し三分の二を前收し得る。但し小作農が自ら願出づる場合は此の限りにあらず。(3)鄉村農民協會、區分黨部及び地方行政人員を小作糾紛の初級仲裁者、縣黨部及び縣政府を高級仲裁者、省黨部及び省政府を最後仲裁者とする。

この十六年の佃農繳租實施條例の施行後、業佃糾紛が激しく起り、黨政當局も其の煩に堪へないこととなり、また該條例の缺陷も明らかとなつたから、之を修正して、十七年七月に左の如き「浙江省十七年佃農繳租章程」(七ヶ條)を公布、實施した。

(一)繳租原則 繳租原則は十六年の實施條例と大體に於て同様である。たゞ永佃制に於て、田底權と田面權とが分かれ、田底權者が大租を收得し、田面權者が小租を收得する場合に、大租、小租は一律に減租されるか、又如何に分配されるかに關しては、十六年の條例には規定が無い。故に今回の繳租章程では大租、小租の分離せるものにあつては、佃業理事局鄉區辦事處が其の地の事情を斟酌して之を處理することとした。また天災蟲害により特別の減收あるときは、佃業理事局鄉區辦事處が黨部農民協會及び街村委員會と會合して、減收又は免收を決議す。

(二)實施辦法 度量衡器具の統一、惡習慣の禁止は、十六年の條例と同様である。收租期限に關しては、收穫期より二ヶ月を小作料事項の終了期とし、縣佃業理事局が豫め其の期間を定めて公布す。若し地主が故意に期限を越ゆるも收納せず、小作人の報知により縣佃業理事局、鄉區辦事處が之を調査して事實なれば、更に縣政府に

16) 即ち正産全收の百分の五十を最高租額とし、之より百分の二十五を減じて納付すること、其の他正産全收の評定も同様である。

報告して、其の小作料を官に沒收する。

(三)繳租に關し發生する問題に對する辦法 (1)撤佃の制限を一層嚴にし、(イ)佃農が本章程に照して納租せざることが佃業理事局郷區辦事處の調査により明白となつた場合。(ロ)一年前に小作人に撤佃を通知し、地主・小作雙方の承諾濟證明書ある場合。(ハ)小作地の回收又は買得により自作をなすことが區辦事處によつて證明された場合に限り、撤佃し得る。(2)不納租の制限方法として、小作人の不納租又は滞納が區辦事處によつて證明された時は、(イ)押租金を納付せる者に對しては之を差押ふ。(ロ)永租權を有する者に對しては追租す。(ハ)其の他の者に對しては追租撤佃する。(3)從來預租を徵收せる者は、本年に於ては一半を前收し、殘餘は明年の納租期に徵收す。從來預租を徵收せざりし者に對しては之が徵收を禁ず。

(四)納租糾紛の仲裁 糾紛の仲裁は佃業理事局郷區辦事處に於て之を行ふ。之に對し不服ある者は、省佃業理事局に上訴し得る。

(五)本章程違背に對する罰則 (1)小作農が「和承」、「攪糞」、「過蒸」等の行爲をなし、佃業理事局郷區辦事處の證明を経たるときは、小作料額十分の二の罰金に處す。(2)地主が本章程に違反して多收したるときは、この多收額五倍の罰金に處す。(3)地主が威迫、欺詐の手段を以て多收せる時は、その收得せる小作料の全額を沒收す。(4)本章程を違らず、故なくして撤佃せる地主に對しては、本年收得すべき小作料金額二倍の罰金に處す。(5)罰金によつて得たる金錢、米穀は、相手方の賠償に之を充てる外、農村信用組合又は農業倉庫の基金に充當す。

浙江省は減租政策遂行のため以上の二法律を實施せるも、充分に其の目的を達し得ざるを以て、十八年八月に更に左の如き「浙江省佃農二五減租暫行辦法」(二十五條)を實施した。

(一) 納租原則 小作料は正産平年收穫量の百分の三七・五を限度とす。從來の小作料が此の限度以下なる時は、其の儘とす。副産は全部小作人の收得とす。「大租」、「小租」の分離せるものは、兩者の和が正産收穫量の百分の三七・五を越ゆるを得ない。

(二) 撤佃の制限 地主が撤佃し得る場合は、(1) 小作人が新租約に従つて納租せざるとき。(2) 永小作人にあらざる者が轉租せるとき。(3) 自有田の回收、又は田地の買得により自耕をなすとき。<sup>17)</sup> (4) 一年前に撤佃を通知し、小作地主兩者の證明あるとき之である。

(三) 水旱風蟲災害による小作料の減免 (1) 收穫皆無なる事を村里委員會が確認せる時は、全免とす。(2) 減收の際は地主・小作が新租約に照し、酌量減免す。

(四) 小作糾紛の處理 最初に村里委員會、次に縣佃業仲裁委員會、最後に省佃業仲裁委員會が裁決す。

(五) 惡習慣の禁止 地主は「租鶏」、「租力」、「脚米」、「等」の額外苛索をなすを得ず。小作人は「和水」、「攪批」、「過蒸」等の不正行爲あるを得ない。

民國十八年に上述の「佃農二五減租暫行辦法」が實施されたが、その手續が繁重の嫌ひあり、特に小作料額の確定、小作糾紛の緩和等に關し、速に解決を要するものありたるを以て、浙江省黨部、省政府は實際の事情及び省民の意向を徴し、二十一年七月に「修正浙江省佃農二五減租暫行辦法」(二十二ヶ條)を制定・實施した。この辦法の要點は左の如くである。

(一) 納租原則 (1) 本辦法公布後、新に成立する小作契約に於ては、小作料は正産平年收穫量の百分の三七・五を標準とし、其の副産は全部小作人の所得とす。(2) 本辦法公布前に既に存在する小作關係に於ては、その小作料

17) この三つの場合には、更に縣佃業仲裁委員會の裁決を経ることを要する。

は暫らく民國十六年以前の舊小作料額より百分の二十五を減じたるもの（即ち舊小作料の七割五分）を小作料の標準とす。十八年公布の「浙江省佃農二五減租暫行辦法」に依り、新に小作契約を締結せる者は、該新小作契約により納付す。(3)大租・小租の分離せるものに於ては、大租・小租の各々につき百分の二十五を減す。

(二)小作料の減免 凶作にして收穫が皆無又は二割以下なるときは全免とし、凶作により減收のある時は從來の慣習に依り減免す。

(三)撤佃の制限 小作期間の定めあるものは、その約定による。不定期小作にありては、地主は左の場合に限り、撤佃し得る。(1)小作人が死亡し繼承人なき時。(2)小作人が自發的に其の權利を抛棄し、若くは不可抗力に依らずして一ヶ年繼續耕作を爲さざる時。(3)地主が小作地を回收し自作をなす時。(4)地主の催告を経て、滯納が一ヶ年の小作料額に達したる時。(4)小作人が地主の承諾を経ず、小作地を轉貸せる時。(5)田地の使用に變更ありたる時等之である。撤佃をなすには、收穫後、次期の作業開始前に之を行ふ。

永小作人に對しては、滯納が二ヶ年分の小作料總額に達せざれば、撤佃し得ない。

(四)原小作人の保護 (1)地主が田地を賣却する時は、原小作人は同一の條件を以て買戻す優先權を有す。(2)回收自耕の田地が再び小作に附せられる場合には、原小作人にして滯納その他惡習のなき限り、優先小作の權利を有す。回收自耕の日より、一年内に再び小作に附せられる時は、原小作人は原條件を以て小作し得る。

(五)預租及び押租の取扱 (1)預租は之を禁止す。但し公産、學産、會祀産に於ては此の限りに在らず。預租の額が當地通常の小作料より輕き者は、暫く慣習により處理す。(2)押租金は之を禁止す。但し既に押租金があり、その小作料が當地通常の小作料額に較べて輕き者は、慣習により之を處理す。

18) 但しこの場合には原小作人は一年を限り、その土地を繼續小作し得る。  
19) この外に小作人が民法第432條及び第462條第2項の規定に違反したる時は、撤佃し得る。

(六)悪習慣の禁止 「租雜」、「租力」、「租脚」等の額外需索、竝に「攪糶」、「過蒸」等の不正行爲は之を禁止す。  
(七)小作糾紛の調停 區鄉鎮坊調解委員會權限規程及び民事調解法により先づ調停し、之が成立せざる時は司法機關に依り處理す。

## 五

以上によつて浙江省の四つの減租辦法を紹介した。更に此等の四辦法中に含まれる主要問題に就いて比較検討するであらう。

(一)減租問題 十六年の辦法では、正産全收の百分の五十を最高小作料とし、之より百分の二十五を減じて納付すべき旨を規定した。併し無智なる農民には了解し難かつた。<sup>20)</sup>蓋し從來の小作料にして百分の五十より高きものあり、或は之より低きものあり、従つて新小作料が舊小作料に對し、實際に如何なる割合に當るかを豫め推定し得ないからである。十七年の章程は、減租規定に關しては、十六年の規定と同一である。十八年の辦法では、減租規定は以前のものと同意義であるが、小作料は正産平年收量の百分の三七・五を限度とすと簡明に規定して、農民の理解に便した。更に二十一年の辦法では、今後の新小作契約では正産全收の百分の三七・五を標準とするが、舊來の小作關係では、舊小作料より二割五分を低下せるものを以て新小作料とした。

従つて小作料の基準としては、結局、(1)正産平年收量の三七・五%を小作料の限度とする場合と、(2)從來の小作料より一律に二割五分を引下げたものを新小作料とする場合との二者に分かれる。

(1)の方法によるときは、優等地が比較的多額の小作料引下を受けるに反し、劣等地たる限泉地では殆んど引下を受けない結果を招く。例へば優等地では正産たる平年米收を反當り三石とし、小作料を一石五斗とすれば、新

20) 洪瑞堅、前掲書、六二頁。

小作料は一石一斗二升五合となり、三斗七升五合の減額となる。然るに限界地に於ては反當平年米收が一石に過ぎざるため、小作料も従つて低く三斗七升五合なりとすれば、茲では一合も減額せられないこととなる。

(2)の方法によるときは、斯かる不合理はなく、優等地に於ても、劣等地に於ても、其の小作料は均しく二割五分低下されることとなる。併し此の方法による時は一律に小作料を二割五分引下げるのであるから、從來小作料の比較的高かつた田地は、一律引下後も比較的高からざるを得ず、各田地間の小作料の不均衡は、二割五分引下後にも依然之を殘すこととなる。

従つて各村毎に、田地の等級(例へば七等級に)を定め、各等級毎に公正小作料を決定する方法を選ぶべきであらう。尙ほ公正小作料を決定するには、正産收量のみを基準とすることなく、田地が一毛作田なるか、二毛作田なるか、又は三毛作田なるかをも斟酌すべきである。

支那では最近中國地政學會が小作料は地價の百分の八を超過し得ざるやう規定すべしと主張し、之に賛同する學者もあるが、併し<sup>21)</sup>地代が先づ確定し、然る後に之を基準として地價が決定さるべきものであるから、之に賛同するを得ない。

(二)小作料の減免問題 風水旱病蟲害等による減收の際に於ける小作料の減免に關しては、十六年の條例では、地主が自發的に減免するものは之を別とし、爭議が起れば仲裁によつて決すと規定するのみで、減免の標準を規定してゐない。十七年の章程に於ても、天災蟲害により特別の減收ある時は、佃業理事局郷區辦事處が減免を決定すると規定するのみで、減免の標準を示してゐない。十八年の辦法では、收穫皆無なるときは小作料を全免とし、減收の際は地主・小作が新租約に照し、酌量減免すと規定して、減免の標準を精明らかにしてゐる。更

21) 洪瑞堅、前掲書、九二頁。

に二十一年の辦法では、收穫が皆無又は二割以下なるときは全免とし、凶作により減收ある時は從來の慣習に依り減免すと規定して、減免の標準を明らかにしてゐる。

以上四つの辦法に於ては、何れも小作人の減免請求權を認めてゐるが、減免の標準に關しては最後の辦法が最も明白に規定してゐる。たゞ小作料全免の場合を今少し寛大にし、收穫が皆無又は三割以下の時とすべきであらう。

(二)撤佃問題 十六年の條例は、地主が撤佃をなすには一年前に小作人に通知すべきこととし、また小作人が小作料を納付せざる時は撤佃をなし得ることとした。十七年の章程では撤佃の制限を更に嚴にし、地主が撤佃をなし得る場合は、小作人が納租せざる時、一年前に通知し小作人の承諾せる時、地主が小作地の同收又は買得により自作を爲す時に之を限定した。十八年の辦法では、更に永小作人にあらざる小作人が小作地を轉貸せるときは、地主は撤佃をなし得ることを附加した。二十一年の辦法では、不定期小作にありては、地主の撤佃を嚴重に制限せるも、定期小作に於ては其の約定によることとした。

思ふに小作人の耕作權を保障し、その經營と生活を安定せしめるには、地主の撤佃を制限するを可とす。この意味に於て漸次撤佃の制限が嚴にされたことは喜ぶべきである。併し二十一年の辦法が定期小作に於ける撤佃を地主・小作の約定に一任したるは宜しからず。されば定期小作に於ては、期間滿了後は原則として契約を更新すべきこととし、地主が更新を拒絶し得る場合は、小作人が惡意を以て小作料を滞納せるとき、地主が自作をなすに至當とする時等に之を限定すべきである。

(四)小作糾紛の解決 最初の三辦法では、小作糾紛の解決は、二段制又は三段制の調停委員會制によることとするが、二十一年の辦法では、先づ第一段に於ては調停によるも、第二段に於ては司法機關によつて處理することとした。



調停委員會さへ健實であれば、調停による方が争議の解決は早いであらう。併し争議が深刻で調停のみによつて解決出来ないものにあつては、司法機關による處理を必要とするであらう。

(五) 悪習慣の除去 地主の額外需索及び小作人の納租に關する不正手段を禁ずることは當然である。また押租及び預租等も之を禁ずるを可とする。然るに二十一年の辦法では、公産、學産、會祀産には預租を許せるが、之も同様に禁ずべきであらう。尙ほ從來から預租及び押租の慣習があり、その小作料が當該地の通常小作料に較べて輕いものは、慣習に依ることとしてゐる。併し嚴密に云へば、この小作料の輕い程度は、預租又は押租金の利息に相當するものでなければならぬ。押租及び預租を一律に禁止し得ざる處に、支那農村に於ける慣習の力強さが窺はれる。

## 六

上述せる二五減租辦法が農村に對し如何なる影響を與へたるかゞ問題である。この二五減租により地主の收入が減少したゞけ、小作人の收入が増加したことが一應推定せられる。この事は、嘉北及び嘉南に於ける減租前の毎畝租額が夫々一石及び七斗なるに、減租後に於ては六斗及び五斗に減少せる一例を見ても明白である。<sup>22)</sup> その結果として地價も激落を示してゐる。併し、之は減租による外に、當時の世界的不況に基く農産物價格の激落、田賦附徴及び捐税の増加にも因るものである。尙ほ減租政策を契機として、從來の小作人の馴服的態度が無くなり、地主に對する對抗的意識を強め、従つて小作争議の續出を來し、田地を購入せんとする者の減少せることも、地價激落の一因をなす。尙ほ減租によつて増加せる小作人の收入も、多くは争議費用に充當せられ、小作經營の再生産に投下されることの少なかつたことは遺憾であつた。之は農村に於て減租を處理し、農民を指導すべき人材の缺乏にも因るものである。

浙江省の二五減租政策は、農民運動によつて促されたとは云へ、黨政當局の發動による處も大であつた。されば當局の熱意を示した民國十六、七年頃は減租運動の興盛期であつたが、その後省黨部と省政府との間に意見の齟齬を來たし、ひいて減租政策も次第に衰退期及び没落期に入ることゝなつた。

22) 洪瑞堅、前掲書、八〇頁。